

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社丸順と称し、英文ではM A R U J U N C O., L T D. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) プレス用金型、プラスチック用金型、ゴム用金型、鋳鍛用金型その他の金型の設計、製作、加工ならびに販売
- (2) 溶接治具、組立治具、検査治具その他の治工具の設計、製作、加工ならびに販売
- (3) 自動車用合成樹脂製品、家庭用合成樹脂製品その他の樹脂成形品の設計、製作、加工ならびに販売
- (4) 自動車、二輪車、運搬車両その他の陸上輸送用機器部品の製造、加工ならびに販売
- (5) 航空機用エンジン部品および同付属品その他の航空輸送用機器部品の製造ならびに販売
- (6) 光学機器、音響機器、事務機器、理化学機器、計量器その他の精密機械器具および同部品の製造ならびに販売
- (7) 建築資材、建築用内装資材、室内装飾品、門扉、浴室その他の住宅付属設備品の製造ならびに販売
- (8) 焼却炉、廃棄物処理機器その他の公害防止装置の製造ならびに販売
- (9) 道路標識および各種防護柵の製造ならびに販売
- (10) 前各号に関する製品の輸出入ならびにリース業
- (11) 前各号に関する調査研究、技術支援、技能指導ならびに経営コンサルタント業
- (12) 不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理業
- (13) 図形、画像処理に関するコンピュータシステムの製造、販売および賃貸
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 前各号の事業への投資および融資
- (16) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を岐阜県大垣市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3,900 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 前項の株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款ほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に規定する者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもつて行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合において、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に

対して提供したものとみなすことができる。

## 第 4 章 取締役、取締役会および執行役員

### (員 数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

### (選任の方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### (任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

### (執行役員および役付執行役員)

第23条 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を執行させることができる。

2. 取締役会は、その決議によって社長執行役員1名、その他役付執行役員若干名を選任することができる。

### (取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に規定する者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

### (取締役会の招集の手続)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席

した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任の方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集の手続)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度および決算期日)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期日とする。

(剰余金配当の基準日)

第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当の基準日)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の利益配当金には、利息を付けない。

(昭和 50 年 9 月 30 日 改正)  
(昭和 55 年 10 月 30 日 改正)  
(昭和 60 年 10 月 29 日 改正)  
(昭和 61 年 7 月 30 日 改正)  
(昭和 62 年 7 月 29 日 改正)  
(昭和 63 年 7 月 28 日 改正)  
(平成 1 年 7 月 28 日 改正)  
(平成 3 年 7 月 30 日 改正)  
(平成 6 年 7 月 29 日 改正)  
(平成 7 年 7 月 21 日 改正)  
(平成 8 年 7 月 30 日 改正)  
(平成 10 年 7 月 30 日 改正)  
(平成 11 年 7 月 27 日 改正)  
(平成 12 年 7 月 25 日 改正)  
(平成 14 年 6 月 25 日 改正)  
(平成 15 年 6 月 24 日 改正)  
(平成 16 年 6 月 25 日 改正)  
(平成 17 年 6 月 23 日 改正)  
(平成 17 年 11 月 1 日 改正)  
(平成 18 年 6 月 28 日 改正)  
(平成 19 年 6 月 21 日 改正)  
(平成 21 年 6 月 23 日 改正)  
(平成 27 年 6 月 26 日 改正)  
(令和 2 年 6 月 26 日 改正)